

## 被災者生活再建支援制度のご案内

### 1 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、令和5年7月14日からの大雨による被害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

### 2 対象となる被災世帯

秋田市内に居住の世帯で、令和5年7月14日からの大雨の被害により、

- (1) 住宅が全壊した世帯（全壊）
- (2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊世帯）
- (3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（敷地被害解体）
- (4) 住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊）
- (5) 住宅が中規模半壊した世帯（中規模半壊）

※(1)(2)(4)(5)は「罹災証明」の被害区分がそれぞれ「全壊」、「半壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」である必要があります。

※支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」である必要があります。

※(2)(3)の場合は解体後の申請となります。

### 3 支援金の支給額

支給額は以下の2つの支援金の合計額となります。

A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区分		A 基礎支援金	B 加算支援金		支給額 (A+B)
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
複数世帯 世帯の構成員が 複数	全壊	100	建設・購入	200	300
	半壊解体		補修	100	200
	敷地被害解体		賃借	50	150
	大規模半壊	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
中規模半壊	—	建設・購入	100	100	
		補修	50	50	
		賃借	25	25	
単身世帯 世帯の構成員が 単数	全壊	75	建設・購入	150	225
	半壊解体		補修	75	150
	敷地被害解体		賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
中規模半壊	—	建設・購入	75	75	
		補修	37.5	37.5	
		賃借	18.75	18.75	

※1 住宅が「半壊」、「中規模半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険な場合など住宅を解体した場合には、「半壊解体」「敷地被害解体」として、「全壊」と同等の支援の支援が受けられます。

※2 加算支援金の「賃借」については、公営住宅への入居は除きます。

※3 「中規模半壊」は基礎支援金対象外となります。

#### 4 申請期限

- A 基礎支援金：災害発生日から25か月令和7年8月13日（※延長されました）  
B 加算支援金：災害発生日から37か月令和8年8月13日

#### 5 申請に必要な書類

##### 【A 基礎支援金】

➡すべての世帯

- ① 罹災証明書の原本
- ② 住民票（世帯主のマイナンバーを記載すれば住民票は不要です）
- ③ 申請者（世帯主）の振込口座の通帳のコピー  
（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の「ヨミガナ」が印刷された部分）

➡半壊解体の場合に必要な書類

- ④ 解体した事が分かる書類（解体業者からの証明書等）

➡敷地被害解体の場合に必要な

- ④ 解体した事が分かる書類（解体業者からの証明書等）
- ⑤ 敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書コピー）

##### 【B 加算支援金】

➡すべての世帯

- ⑥住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書等のコピー

※1 契約書の内容が不明確な場合には追加で見積書等の添付をお願いすることがあります。

※2 補修区分は建物本体に係る工事が対象です。

#### 6 その他留意事項

- ・住宅の所有者であっても実際に居住していない場合は対象となりません。
- ・店舗兼住宅の場合は店舗部分の補修は対象となりません。契約書等を明確に分けていただきますようお願いいたします。
- ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
- ・借家等の大家は対象となりません。
- ・「中規模半壊」を除き、基礎支援金を申請し、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ・加算支援金について、「賃借」50万円で申請したあとに、申請期間内に住宅の「建設・購入」を行う場合は、「建設・購入」として、2回目の申請を行うことができます。この場合、支給額は、「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円です。（2回目に「補修」で申請する場合も同様です。）
- ・申請者の受付後、不足の書類があった場合等はあらためてご連絡させていただく場合があります。

#### 7 支援金の支給

申請受付から支給までは2～3ヶ月前後です。（書類に不備がない場合）

#### 8 申込・問合せ

##### 【申込・受付】

秋田市役所 福祉総務課地域福祉推進室 2階 2-12カウンター  
問い合わせは 福祉総務課地域福祉推進室（018-888-5661）